資料４

20181207

解体・改修・補修工事での石綿飛散防止対策について

大阪府環境管理室事業所指導課

１．主な石綿関連業務（根拠法令　法：大気汚染防止法、条例：大阪府生活環境の保全等に関する条例）

□届出された工事の立入検査、敷地境界における大気中の石綿濃度測定

・吹付け石綿、石綿含有断熱材、保温材及び耐火被覆材の除去等の立入検査（法）

・石綿含有成形板（届出対象は使用面積 1000 ㎡以上）の除去等の立入検査（条例）

□建設リサイクル法届出情報に基づく解体工事現場の立入検査

・事前調査を実施済みか

・事前調査結果を書面にして発注者に交付・説明済みか

・事前調査結果書面を現場において、閲覧に供するために備え付けているか

・事前調査結果の掲示板（石綿含有建材がある場合は作業内容も）を設置済みか

・石綿含有建材がある場合は、作業の基準に従って除去が行われているか

・事前調査に漏れはないか

□解体工事現場のパトロール

・府内市町村との一斉パトロール（6 月、12 月　石綿（アスベスト）飛散防止推進月間）

・その他、解体現場のパトロール

□通報等を契機とした現場確認

平成 29 年 11 月から平成 30 年 10 月における大阪府の石綿関連届出・立入件数

	大防法届出件数	条例届出件数	大防法の届出に基づく立入延件数	条例の届出に基づく立入延件数	パトロール件数（建設リサイクル含む）
大阪府	134	14	127	19	318

平成 29 年度（平成 29 年４月から平成 30 年３月）の府全域石綿関連届出・立入件数

	大防法届出件数	条例届出件数	大防法の届出に基づく立入延件数	条例の届出に基づく立入延件数	パトロール件数（建設リサイクル含む）
府域	933	100	947	172	3,102

２．パトロール等により判明した不適正事例について

（１）解体工事で事前調査が不十分（吹付け材を分析していなかった）事例

（2018 年２月　南河内地域）

・　建設リサイクル法の届出情報（鉄骨造、石綿含有建築材料の使用：無　での届出案件）に基づき、事前調査の内容の妥当性等を確認するために立入検査を実施。

≪立入検査結果≫

・ 事前調査結果の掲示板には、届出通り石綿含有建築材料の使用は無しと記載されていた。（調査方法については設計図書、目視のみ記載）

・ 事前調査書面（写）の備え付けなし。

・ 石膏ボードについては、不燃番号より、届出通り、石綿非含有を確認。

・ しかしながら、天井裏の梁に吹付物が確認され、現場作業員（下請業者のみ）に当該吹付物について、分析結果の有無について確認したところ、不明であったため、元請業者に確認したところ、未実施であったため、すみやかに分析を実施するとともに、結果が判明するまで工事を中止するよう指導。

⇒　元請業者は指導に従い、すみやかに分析を実施するとともに分析の結果が判明するまで工事を中断した。

※　この事例では事前調査が不十分であったものの分析の結果、石綿を含有していなかったため大きな問題にはならなかったが、石綿を含有しているのに気づかず解体を行えば、作業者や周辺住民の健康に被害を及ぼす可能性があった。

現場写真

⇒　**天井裏など通常使用時では確認できない箇所についても、点検口等を利用し可能な範囲で十分に事前調査を行う**とともに、事前調査が十分にできない箇所（壁の裏や点検口から目視できない部分）については、内装バラシを開始して石綿らしき物をみつけたら工事をストップし、発注者や行政と相談の上、対策を考えること。

また元請業者以外の者のみで解体作業を実施する場合においては、石綿飛散防止対策の徹底の観点から、下請業者等による作業中の事前調査の不足の発見に気付くきっかけを作るためにも、事前調査書面（写）の備え付けを徹底することはもとより、工事開始前に元請業者と下請業者間での事前調査結果の共有化が重要である。

（２）窓口での届出関連指導の事例

届出対象解体工事で事前調査が不十分であった事例

※いずれも、添付書類である、事前調査書面（写）を確認した結果判明したもの。

（ｉ）　石綿排出等作業実施届出書（石綿含有成形板が 1,000 ㎡以上使用されている建物の解体）に係る事例。（2018 年５月北河内地域）

・　工場建屋の解体に係る届出において、工場内に据え付けられたプラント等の設備（耐火材等を含む）、配管等について十分に事前調査を行っていない事例。

⇒　当該事例では（事前調査が不十分であったものの）分析の結果、石綿を含有していなかったため大きな問題にはならなかったが、石綿を含有しているのに気づかず解体を行えば、作業者や周辺住民の健康に被害を及ぼす可能性があった。

（ⅱ）　特定粉じん排出等作業実施届出書（吹付け石綿、石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材が使用されている建物の解体）に係る事例(2018 年 11 月北河内地域)

※石綿排出等作業実施届出書（石綿含有成形板が 1,000 ㎡以上使用されている建物の解体）の提出は不要な案件

・　石綿含有成形板の事前調査について、分析結果の取り扱いが不適正なもの。（明らかに外観が異なる成形板について、同一のものとして１の分析結果をもって石綿非含有としているケース）

（ｉ）、（ⅱ）いずれも、元請業者及び発注者自身が事前調査に基づき法または条例に基づく届出対象となると判断した時点で満足してしまい、それ以外の建材に関する事前調査について疎かになってしまっている。

⇒　事前調査については、すべての部材について「石綿はない（だろう）」ではなく、「石綿はある（かもしれない）」という認識で実施する。

発注者は、設計図書の提供等、対象の建築物等における石綿含有建築材料の使用の状況に関する情報の提供に努める。（特に工場等、内部に工作物や配管が存在する建築物については要注意）

また、一の分析結果の流用については、客観的な根拠（同一の外観、型番等）をもって行うことが重要である。また、その根拠についても記録（外観写真等）を残すとともに、発注者と受注者間で情報共有することが望ましい。

３．最後に

□事前調査の出来、不出来が、石綿飛散防止対策の成否のカギを握る

□確実な事前調査とそれに基づく適切な石綿飛散防止対策の実施を

□石綿が周囲に飛散するような事態になった場合、発注者責任が問われる

⇒・　設計図書の提供その他、適正な事前調査に寄与する情報の提供に努めて下さい。

・　石綿の除去作業を伴う工事に関しては、受注者と作業計画について十分に検討・調整し、作業基準等の順守を妨げとならない内容（施工方法、工期、工事費等）で請負契約を締結して下さい。

今後も、解体工事時の事前届出と石綿飛散防止対策の実施についての周知にご協力をよろしくお願いします